

福岡県公報

令和2年8月7日
第125号

目次

告示 (644号 - 652号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 第49回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害 (福祉総務課) 5

告示

福岡県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原線	朝倉市須川139番4先から 朝倉市須川139番27先まで

福岡県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般 国道	386号	前	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 17.0	412.3
			後	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 17.0	412.3
			後	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 41.0	397.0

福岡県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	386号	前	朝倉市山田2198番1先から 朝倉市山田2147番1先まで	11.0 ～ 39.0	278.8
			後	朝倉市山田2198番1先から 朝倉市山田2147番1先まで	11.0 ～ 39.0	278.8
			後	朝倉市山田2198番1先から 朝倉市山田2147番1先まで	11.0 ～ 35.4	288.0

福岡県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
北九州	県 道	岡 垣 像 線	前	遠賀郡岡垣町大字黒山387番1先から 遠賀郡岡垣町東山田二丁目407番13先まで	7.5 ～ 18.7	1,942.3	
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山387番1先から 遠賀郡岡垣町東山田二丁目407番13先まで	7.5 ～ 18.7	1,942.3	

			後	遠賀郡岡垣町大字黒山387番1先から 遠賀郡岡垣町鍋田一丁目406番61先まで	10.7 ～ 420.0	3,119.2	うち一般国道3号重用延長1,138.1メートル 一般国道495号重用延長390.7メートル
--	--	--	---	--	--------------------	---------	--

福岡県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	一 般 国 道	495号	前	遠賀郡岡垣町大字黒山1697番先から 遠賀郡岡垣町松ケ台四丁目139番3先まで	12.3 ～ 44.3	373.2
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山1697番先から 遠賀郡岡垣町松ケ台四丁目139番3先まで	12.3 ～ 44.3	373.2
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山1697番先から 遠賀郡岡垣町松ケ台四丁目139番3先まで	14.5 ～ 50.2	419.9

福岡県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	黒山渡線	前	遠賀郡岡垣町大字黒山262番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山331番1先まで	9.3 ～ 33.6	240.3
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山262番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山331番1先まで	9.3 ～ 33.6	240.3
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山262番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山331番1先まで	9.3 ～ 21.2	163.8

福岡県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	吹上野線	前	小郡市井上1239番7先から 小郡市上岩田1324番1先まで	4.4 ～ 12.0	330.0
			前	小郡市井上1239番7先から 小郡市上岩田1324番1先まで	9.0 ～ 41.4	343.0
			後	小郡市井上1229番4先から 小郡市上岩田1324番1先まで	9.0 ～ 41.4	343.0

福岡県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吹上野線	小郡市井上1229番4先から 小郡市上岩田1324番1先まで

福岡県告示第652号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1760の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）

・1760の4から1760の6まで（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

第49回採石業務管理者試験を次のように実施する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和2年10月9日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無

帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）1枚及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和2年8月17日（月曜日）から同年9月11日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和2年9月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和2年10月30日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（1工区）田川郡福智町金田1283番、1284番、1285番1、1285番2の一部、1285番3の一部、1286番から1288番まで、1289番の一部、1290番、1291番、1292番1、1292番2、1294番1、1294番2、1295番3、1296番1、1296番3の一部、1297番1、1297番2、1298番1、1298番2、1299番1、1299番2、1433番1、1456番の一部、1465番の一部、1465番2の一部、1470番1の一部、1471番の一部、1472番1の一部、1472番2、1473番及び1474番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡福智町金田937番地2

福智町

町長 黒土 孝司

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年7月20日篠栗町告示第72号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
久保白ダム土地改良区	令和2年7月29日

公告

令和2年7月6日に大牟田市の区域内において発生した令和2年7月豪雨による災害が、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害に該当することとなったので、公告する。

令和2年8月7日

福岡県知事 小 川 洋